



# 序章

計画の策定にあたって

# 序章 計画の策定にあたって

## 1.改定の目的

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入り、令和 35（2053）年には 1 億人を下回ると推計されています。また、出生数が減少し続ける一方、令和 7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれます。

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「松原市第 5 次総合計画」が策定され、令和 8（2026）年を目標とした新たな将来像が示されたこと、大阪府が定める「南部大阪都市計画区域マスタープラン」が一部改定されたこと、また、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応していく必要があることから、新たな都市計画マスタープランを策定するものです。

なお、これまでの策定経過として、平成 14（2002）年 3 月に策定し、その後、平成 21（2009）年 4 月の時点修正を経て、平成 24（2012）年 3 月に計画期間満了に伴い改定を行いました。

## 2.改定の視点

都市計画マスタープランの策定にあたっては、以下の視点に基づき計画づくりを進めます。

### （1）各種計画との整合が図られた計画的かつ総合的な都市づくり

今後の都市づくりを計画的かつ総合的に推進していくため、本市の最上位計画である「松原市第 5 次総合計画」と、本計画の上位計画である「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、その他関連計画との整合を図る必要があります。

### （2）人口減少・少子高齢化に対応した都市づくり

今後、人口減少・少子高齢化の一層の進行が予測されるなか、市民生活の安全性や利便性を確保するとともに、市の活力を維持・向上させる持続発展可能な都市づくりを推進する必要があります。

### （3）住みよい地域づくりの実現に向けた協働のまちづくり

住みたい、住み続けたい地域づくりを進めるため、市民の意向を踏まえつつ、地域のあるべき将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、市民と行政等が協力しながら、地域特性に応じた計画的な土地利用を進めるなど、協働のまちづくりを引き続き推進する必要があります。特に、にぎわいの創出や雇用の確保に向けて、市民協働により幹線道路沿道等の市街化調整区域やため池などの地域資源を有効に活用する必要があります。

### 3.計画期間及び対象区域

計画期間は、令和2（2020）年度を基準年度とし、概ね20年後を展望しつつ、令和9（2027）年度までの8年間とします。対象区域は、本市全域とします。

### 4.位置づけ

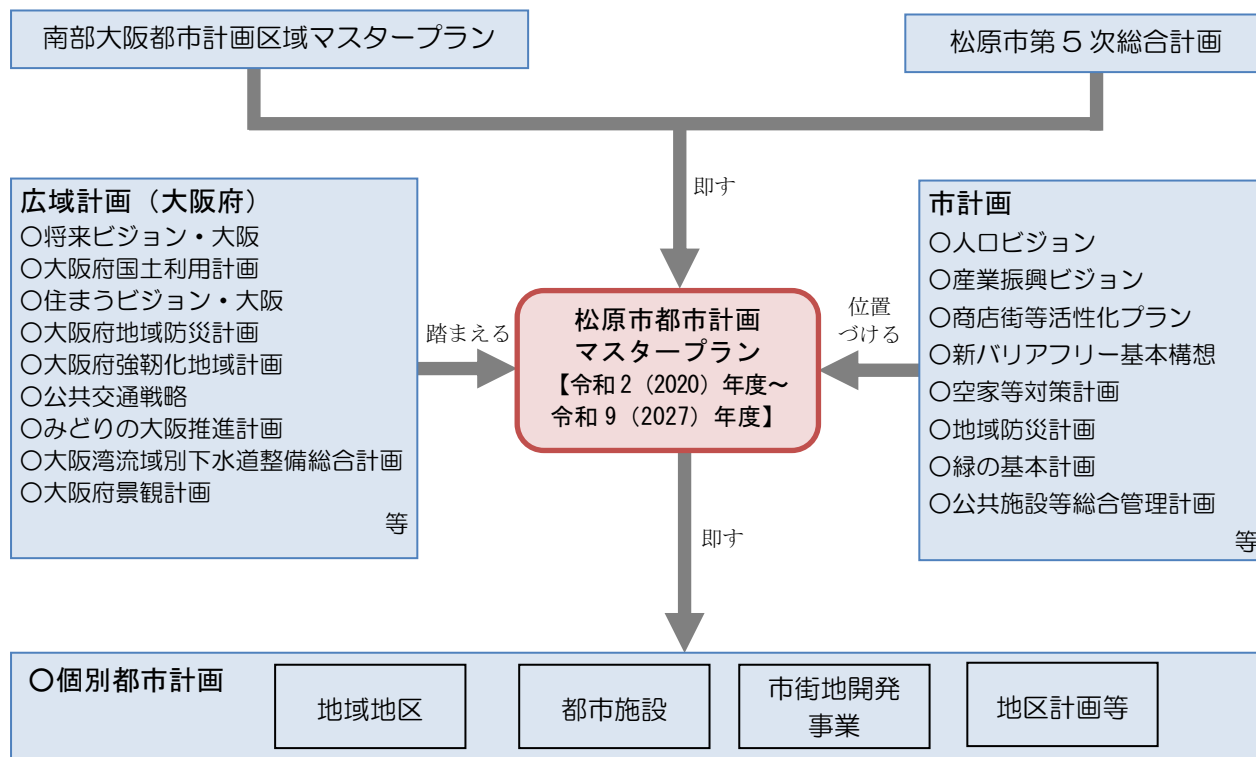
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）で、以下のように定められています。

本市においては、松原市第5次総合計画並びに、南部大阪都市計画区域マスタープランに即するとともに、府や市の関連計画との整合を図り策定します。

また、本市の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

#### 都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 1 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。



## 5.計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現状と課題」から始まり、市域全体のビジョンと土地利用や都市施設等の方針を示す「全体構想」と地域づくりの方針を示す「地域別構想」で構成されます。

また、「都市計画マスタープランの実現に向けて」において、本計画の推進方策等を示しています。

### 都市計画マスタープランの構成

